



厚生労働省群馬労働局発表
令和元年8月9日

【照会先】
群馬労働局労働基準部賃金室
室長 諏訪 泰弘
賃金指導官 塚越 康幸
(電話) 027-896-4737

報道関係者 各位

令和元年度群馬県最低賃金（地域別最低賃金）の改正答申について

— 群馬地方最低賃金審議会の答申 —

群馬地方最低賃金審議会（会長：河藤 佳彦 専修大学教授）は、本年7月5日に群馬労働局長から「群馬県最低賃金の改正決定の諮問」を受け、群馬県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本年8月9日に結論を取りまとめ、同日群馬労働局長に対し、群馬県最低賃金を「時間額835円」とする旨の答申を行いました。

この「時間額835円」は、現行の群馬県最低賃金（809円）を「26円」引き上げるものです。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

1 答申のあった時間額	835円
2 現行の時間額	809円
3 対前年引上額	26円
4 対前年引上率	3.21%

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低賃金額	721円	737円	759円	783円	809円
対前年引上額	14円	16円	22円	24円	26円
対前年引上率	1.98%	2.22%	2.99%	3.16%	3.32%